

加盟団体規程

(目的)

第1条 公益財団法人西条市体育協会（以下「本会」という。）定款第42条第2項の規定に基づき、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項を定めるものとする。

(加盟手続)

第2条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、次の書類を本会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書
 - (2) 規約
 - (3) 役員名簿
 - (4) その他本会が必要とするもの
 - (5) 前年度事業報告書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書
- 2 加盟の承認を得た団体は、直ちに第3条の会費を納入しなければならない。

(会費の納入)

第3条 会費とは、負担金のことをいう。

- 2 加盟団体は、理事会において定めた負担金を毎年5月末日までに納入しなければならない。ただし、年度途中で加盟した団体は加盟を許可された後、速やかに納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(届出)

第5条 加盟団体は、毎年事業年度開始1ヶ月前から開始1ヶ月後の間に、当該年度の事業計画及び収支予算書を本会に届け出なければならない。

- 2 加盟団体は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、当該年度の事業報告及び収支決算書を、次の書類を添えて本会に届け出なければならない。
- (1) 新年度の役員名簿
 - (2) 決算時の登録人数

(脱退)

第6条 本会の加盟団体が脱退しようとするときは、次の書類を会長に提出し、

理事会の承認を得なければならない。

- (1) 脱退届
- (2) 脱退理由書
- (3) その他本会が必要とするもの

2 加盟団体が、本会の定款第 42 条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又は本会の加盟団体として不相当と認められるにいたったときは、理事会の同意を経て、これを脱退させることができる。

(会費の清算)

第 7 条 加盟団体が前条第 1 項または第 2 項により脱退した場合は、既に納付した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

2 脱退前に支払いの義務が生じた会費は、直ちに納付しなければならない。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人西条市体育協会の設立の登記の日から施行する。